横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第783号)

平成22年6月9日

横情審答申第783号 平成22年6月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成22年2月1日青生第812号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「施術所届出事項変更届出書(平成19年度青福第15863号)」の一部開 示決定に対する異議申立てについての諮問 答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「施術所届出事項変更届出書(平成19年度青福第15863号)」を一部 開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「施術所届出事項変更届出書(平成19年度青福第15863号)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成21年10月30日付で行った一部開示決定のうち、開設者の住所の変更後の内容(以下「本件申立部分」という。)を非開示とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、すでに柔道整復師法(昭和45年法律第19号。以下「法」という。)第19条第1項に基づき、青葉区に施術所を開設している者が、開設者の住所を変更したとして、平成19年6月20日当時事務を所管していた青葉区福祉保健センター福祉保健課に届出をした施術所届出事項変更届出書である。

施術所届出事項変更届出書の様式は、柔道整復師法施行細則(平成9年4月横 浜市規則第50号)第3条によって定められており、届出者の住所、氏名及び電話 番号、施術所の名称、電話番号及び開設場所、変更年月日、変更事項、変更前の内 容、変更後の内容、変更後の柔道整復師の氏名、免許発行所管、免許番号、免許登 録年月日並びに確認欄で構成されており、届出者は必要事項を記載する。

(2) 本件申立文書のうち、届出者及び開設者の住所については、事業を営む個人の当該事業に関する情報には当たらないため、条例第7条第2項第2号で規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

異議申立人(以下「申立人」という。)は、施術所における責任主体は開設者で

あるため、当該非開示とした情報は、人の財産を保護するため公にすることが必要であり、本号ただし書イに該当すると主張している。

しかし、届出者及び開設者の住所については、当該情報の開示・非開示が施術所の利用者の財産の保護に直接結びつく必要な情報であるとまでは認められないことから、本号ただし書イに該当しないと判断した。

このほか、本号ただし書ア及びウには該当しないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、 次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、施術所届出事項変更届出書における開設者住所の変更後の内容を開示するよう求める。
- (2) 非開示とする根拠規定が「条例第7条第2項第2号に該当」とのことであるが、 同号ただし書イにより「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認 められる情報」については「除く」とされている。
- (3) 施術所における業務に関する責任主体は開設者であるところ、その開設者が個人である場合、その個人の特定は、同人の住所及び氏名によってなされる。そこで、施術所における業務に不法行為、債務不履行等があって、これによって損害を被った者がその賠償を請求する場合、その請求の相手方を特定するためには、開設者個人の住所及び氏名が必要であり、これは、その被害者の財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- (4) 本件においては、開示請求書にも記載したとおり、請求者は、本件請求に係る施 術所の業務によって被害を被った者の損害賠償請求を受任し、同請求をするためそ の開設者の住所、氏名を公にしてもらう必要があることから、本件請求をしたもの である。

したがって、本件において、上記開設者の住所を公にすることは、同号ただし書 イに該当するので、条例第7条第2項第2号を理由に非開示とすることはできない。

5 審査会の判断

(1) 施術所に係る事務について

横浜市では、区福祉保健センター生活衛生課において、法に基づき、施術所の 開設者からの施術所の開設や廃止に関する届出の受理や施術所の構造設備等に関 する指導等を実施している。

法第19条第1項では、施術所を開設した者は、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名等を施術所の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)に届け出なければならないとされ、当該届出事項に変更を生じたときも、同様とされている。なお、施術所に係る事務については、平成21年4月1日に、区福祉保健センター福祉保健課から同生活衛生課へ移管されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、施術所を開設している者が、開設者の住所を変更したとして、 平成19年6月20日当時事務を所管していた青葉区福祉保健センター福祉保健課に 届出をした施術所届出事項変更届出書である。実施機関が条例第7条第2項第2 号に該当するとして非開示とした部分は、届出者の住所及び電話番号並びに変更 内容欄にある変更前の内容及び変更後の内容であり、このうち開設者の住所の変 更後の内容が本件申立部分である。

(3) 本件申立部分の条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- イ 本件申立部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが できる情報であることから本号本文に該当する。
- ウ 次に、申立人は本件請求に係る施術所の業務によって被害を被った者の損害賠償請求を受任し、同請求をするためその開設者の住所、氏名を公にすることを求めており、これは、その被害者の財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報に該当するため、本号ただし書イに該当すると主張していることから、本号ただし書イの該当性について検討する。
- エ 本市の情報公開条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を

問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

このため、本件申立文書を損害賠償請求をするために必要であるとする申立人の個別的事情によって特定の個人を識別することができる情報を公にすることが、一般に人の財産等を保護するために必要であるとは判断できず、本号ただし書イに該当するとは認められない。

また、前記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書 ア及びウの規定に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当する として非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成22年2月1日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年2月5日 (第95回第三部会) 平成22年2月10日 (第161回第一部会) 平成22年2月12日 (第164回第二部会)	・諮問の報告
平成22年3月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年3月26日 (第167回第二部会)	・審議
平成22年4月14日 (第168回第二部会)	• 審議
平成22年4月28日 (第169回第二部会)	• 審議
平成22年5月12日 (第170回第二部会)	• 審議
平成22年5月19日 (第171回第二部会)	• 審議